

令和8年度 横浜市循環型ビジネス分野立地促進助成制度のご案内

～ サークュラーエコミーに取り組んでいる企業が横浜へ進出する際に助成金を交付します！ ～

※賃貸借契約締結日の前日までに事業計画概要書の提出が必要です。令和8年度の事業計画概要書提出期限は令和8年12月28日です。

① 制度概要

助成対象	サーキュラーエコミーに資する製品の製造や研究開発をしている企業など 【主な例】 ・次の①～③いずれかの製造又は研究開発をしている企業 〔① 再生材等を活用し、より高付加価値な製品 ② 寿命・耐久性等が他より優れている製品 ③ 環境配慮設計に資する製品〕 ・再生材の活用、製造又は研究開発をしている企業 ・デジタル技術を活用したサーキュラーエコミーの仕組みづくりをしている企業 など
------	---

●市外企業が、市内に初進出する場合（市内初進出）

要件（面積）	進出機能	支援内容	助成額（上限）
対象部分の床面積「100㎡以上」	●本社 ●研究所 ●製造拠点	床面積 10㎡ あたり 20万円	500 万円

●市内に事業所等を持つ企業が、本社等を市内で拡張・移転する場合（拡張・移転特例）

要件（面積）	進出機能	支援内容	助成額（上限）
対象部分の床面積が拡張・移転前より「100㎡以上」増加	●本社 ●研究所 ●製造拠点	増加する 床面積 10㎡ あたり 20万円	500 万円

(注1) 市外企業：株式会社、合名会社、合資会社、合同会社で、市内に本社、研究所、製造拠点、支店、営業所その他これらに類するもの（本リーフレットで「事業所等」と総称します。）を有しないものをいいます。

(注2) 本社等：本社、研究所、製造拠点をいいます。

(注3) 対象部分：本社、研究所又は製造拠点のうち、倉庫等の物品等の保管の用に供する部分、展示スペース・ショールーム部分、物品販売・サービス提供を目的とした店舗、飲食施設等の部分を除いた専有部分をいいます。

(注4) 従業者：直接雇用する労働者で雇用保険の適用対象となる方をいいます。

(注5) 賃貸借契約：建物若しくは建物の一部を対象とする賃貸借契約であって借地借家法(平成3年法律第90号)の適用を受けるものをいいます。

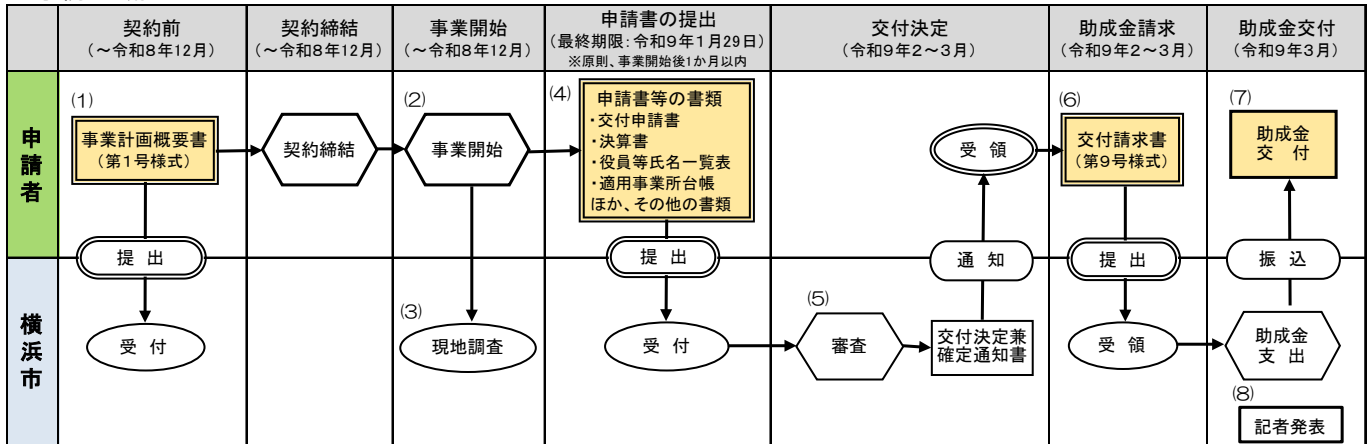
<担当・お問合せ先> 横浜市 経済局 企業投資促進課
〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10
TEL:045-671-2594 FAX:045-664-4867 E-Mail : ke-kigyo@city.yokohama.lg.jp

② 手続きの流れ、スケジュール

助成金交付までの手続き及びスケジュールは、概ね次のとおりです。

- (1) 「事業計画概要書」の提出 : ~令和8年12月28日(契約締結日の前日まで)
- (2) 事業開始期限 : ~令和8年12月31日
- (3) 職員による本社等の現地確認 : 令和8年4月~12月(事業開始後)
- (4) 助成金の交付申請 : 令和8年4月~9年1月(事業開始後)
- (5) 審査、交付決定・交付額確定通知 : 令和9年2~3月
- (6) 交付請求書の提出 : 令和9年2~3月
- (7) 助成金の交付 : 令和9年3月 ※指定口座へ振込
- (8) 交付決定の記者発表 : 令和9年3月

<手続きの流れ>



③ 事業計画概要書の提出（契約締結前）

契約締結の前日までにこちらの書類を提出していない場合は、助成金の申請はできません。

(注) 申請期間中であっても、申請多数の場合には、事業計画概要書の受付を締め切ることがあります。

【事業計画概要書（第1号様式）提出後】

- ・ 契約を締結されましたら、担当へご連絡ください。
- ・ **拡張・移転特例の場合**

移転前に、既存の市内本社等の従業者数を確認できる書類（適用事業所台帳ヘッダー1、事業所非該当承認申請書など）をご提出いただきます。

移転後にも、事業開始後の従業者数確認のため、再度、市内本社等の従業者数を確認できる書類をご提出いただきます。

④ 助成金の交付申請（事業開始後）※下記書類をご提出いただきます。

【共通】

- (1) 交付申請書兼実績報告書
- (2) 法人概要書(第4号様式)
- (3) 役員等氏名一覧表(第5号様式)
- (4) 定款(写)又はこれに類する書類
- (5) 履歴事項全部証明書(写)
- (6) 法人設立・開設届出書(写)又はこれに類する書類
- (7) 直近2事業年度分の決算報告書その他経営状況を確認することができる書類
※2期連続債務超過の場合は、原則として助成対象外となります。
- (8) 賃貸借契約書(写)
- (9) 本社等における従業者数が確認できる書類
- (10) 対象部分の床面積が確認できる書類 ※(8)に規定する契約書で床面積を確認することができない場合
- (11) 直近の法人市民税に係る確定申告書(写)又はこれに類する書類

【拡張・移転のみ】

- (1) 本社等の業務に従事する従業者が増加したことを確認できる書類
- (2) 市内に有する本社等の床面積が確認できる書類
- (3) 交付申請書を提出する日の属する年度の前年度分の市税の納税証明書
(市民税が課されていない場合にあっては、市民税の滞納がないことを証明する書面)

⑤ 注意事項（必ずお読みください）

(1) 助成金額の算定について

・申請額の合計が予算額を上回った場合、予算額の範囲内で按分し、申請額を減額して交付します。

(2) 事業の継続義務（2年間）、実施状況報告について

- ① 事業継続義務期間中は、進出した本社等で当該事業を継続しなければなりません。

事業継続義務期間：事業開始日から2年を経過する日までの間

事業開始日：当該本社等で要件（P.1）を満たし、事業計画概要書に係る事業を開始した日

- ② 事業継続義務期間中は、当該事業の実施状況を、毎年、事業開始日の属する月に、次の書類により報告しなければなりません。

- 状況報告書（第10号様式）
- 役員等氏名一覧表（第5号様式）
- 直近の法人市民税に係る確定申告書（写し）

(注) これらの義務に違反した場合、交付決定を取り消し、助成金を返還していただきます。
返還する助成金に、年10.95%の加算金が加算されます。

(3) 他制度との併用の不可について

・横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例（企業立地促進条例）又は横浜市次世代重点分野立地促進助成金交付要綱に基づく助成金の交付申請に基づく認定申請をした場合は、本助成金の申請はできません。